

令和5年度 マンション管理組合サポートセンター事業 運営団体選定基準

1. 本市が求める最低要求基準

(1) 交流会の開催

ア 実施日程・会場

原則として毎月1回以上

※ 過去の開催実績と継続性を踏まえ、できるだけ第1日曜日の午前とすること。

会場については、公的な施設(地区センター等)とすること。また、複数区をまとめて実施することも可能だが、6会場以上で実施すること。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会場での開催が困難な場合、オンラインでの開催も可能とする。開催回数の目安については、会場で開催する場合と同等とする。

イ 従事者

以下のいずれかの資格を持ち、マンション管理に関して5年以上の実務経験を有する者を各会場に配置する。

一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第一種電気主任技術者、マンション管理士、管理業務主任者(管理業者として勤務していない場合に限る)、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士

ウ 実施内容

管理組合が抱える問題に相談、助言、支援等を行うとともに、管理組合相互の情報交換をサポートする。

(2) 事務局の設置

専用の電話・FAX・メールアドレスを設置し、市民からの問い合わせ窓口として対応する。

(3) 本市施策に係る情報提供

管理組合に対し、広報などにより横浜市のマニション施策に係る適切な情報提供を行う。

2. 評価基準

視点	項目	評価にあたってのポイント	評価
事業理解	課題・ニーズ	横浜市の管理組合が抱えている課題やニーズを把握しているか。	20点
事業の付加価値	交流会の開催	毎月1回、6会場以上の提案か。また、実施にあたっては、市内全域から参加可能な状態になっているか。	10点
	従事者の質	マンション管理に関して、豊富な相談経験のある者を各会場に配置しているか。	20点
	市民満足度	管理組合の満足度が高まり、具体的な効果等が期待できる工夫やアイデアがあるか(管理組合向けセミナーを原則として年2回以上開催しているか)。	20点
運営団体の実施能力	事務局	市民からの問い合わせに対応できる、十分な事務局機能を有しているか。	10点
	集客・広報	管理組合の交流会参加が効果的に行われるような広報ができるか。	10点
	実施能力	運営団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。また、事業予算の収支計画が適正であるか。 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱うことができるか。	10点
合 計			100点